



茨城県報

第 1 6 5 9 号

平成17年 4 月 4 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
介護機関の指定 (厚生指導課)	1
診療料等の徴収事務の委託 (医療整備課)	2
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	3
道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	4
道路の供用の開始 (道路維持課)	5
公 告	
予防接種の業務を行う医師 (保健予防課)	6
争議行為の予告通知の公表 (労働政策課)	6
茨城県農作物奨励品種の採用及び改訂 (農産課)	6
都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	7
開発行為の工事完了 (9 件) (建築指導課)	12
道路の位置の指定 (建築指導課)	13

告 示

茨城県告示第432号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0850180068 介護老人保健施設 はあ もにか	水戸市石川 4 - 4039 - 26	通所リハビリテーション	医療法人社団 協栄会	平成17年 2月21日
0853780039 介護老人保健施設 かす みがうら	行方郡玉造町若海分付 793 - 5	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設	医療法人 青藍 会	平成17年 3月1日
0861590024 訪問看護事業所 てんし ん	北茨城市関本町関本中 265 - 1	訪問看護	社会福祉法人 あかね会	平成17年 2月28日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0870102191 ゆりかご介護サービス指 定福祉用具貸与事業所	水戸市飯富町3467 - 2	福祉用具貸与	株式会社 クガ ヤ	平成17年 2月21日
0870102290 ぼむケアサービス	水戸市見川町2131 - 1366	訪問介護 福祉用具貸与	株式会社 ケア ・アミティ	平成17年 3月1日
0870500519 社団法人石岡市医師会 ヘルパーステーションみ なみ	石岡市南台 2 - 12 - 6	訪問介護	社団法人 石岡 市医師会	平成17年 3月1日
0870700259 株式会社ロンライフ 結城営業所	結城市鹿窪1305 - 20	福祉用具貸与	株式会社 ロン ライフ	平成17年 2月25日
0871500070 デイサービスセンター あかね園	北茨城市関本町関本中 265 - 1	通所介護	社会福祉法人 あかね会	平成17年 2月28日
087150229 ヘルパーステーション あかね	北茨城市関本町関本中 265 - 1	訪問介護	社会福祉法人 あかね会	平成17年 2月28日
087150096 指定居宅介護支援事業所 あかね	北茨城市関本町関本中 265 - 1	居宅介護支援事業	社会福祉法人 あかね会	平成17年 2月28日
0871700316 ツクイ 取手井野	取手市井野 2 - 6 - 29	通所介護	株式会社 ツク イ	平成17年 2月4日
0872001144 指定訪問介護事業所 あ いりレー介護ステーショ ンつくば	つくば市吾妻 3 - 14 - 17	訪問介護	株式会社 つく ばエデュース	平成17年 2月8日
0872200415 有限会社T A F メディ カル事業部	鹿嶋市宮中343 - 13	福祉用具貸与	有限会社T A F メディカル事業 部	平成17年 2月7日
0873100069 美野里町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	東茨城郡美野里町部室 1106 美野里町四季健康 館内	居宅介護支援事業	社会福祉法人美 野里町社会福祉 協議会	平成17年 2月1日
0873101133 訪問介護サービス サザ ンクロス	東茨城郡城里町上泉1252 - 2	訪問介護	有限会社 サザ ンクロス	平成17年 2月7日
0873700496 白十字会ヘルパーステー ション	行方郡麻生町麻生3290 - 12	訪問介護	社会福祉法人 白十字会	平成17年 2月23日
0873900724 グループホーム ゆうも あ館	新治郡八郷町下青柳948 - 2	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 万葉	平成17年 4月1日
0874400344 有限会社 みな介護サー ビス	北相馬郡利根町布川253 - 290	訪問介護	有限会社 みな 介護サービス	平成17年 3月1日

茨城県告示第433号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり茨城県立こども病院に係る診療料等の徴収事務を委託した。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受 託 者 社会福祉法人 恩賜 済生会支部茨城県済生会 財団

2 受託に係る診療料等

茨城県立病院診療料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第66号）に規定する診療料及び手数料その他の病院事業に関する収入金

3 委託期間 平成17年 4 月 1 日から平成18年 8 月31日まで

茨城県告示第434号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付期間	融資機関	資金種類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	B	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	B
6年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.95%	年1.70%	年1.45%	年2.20%	年1.95%	年1.70%
	上記以外の場合	年1.10%	年0.85%	年0.60%	年1.35%	年1.10%	年0.85%
6年を超え7年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.85%	年1.60%	年1.35%	年2.10%	年1.85%	年1.60%
	上記以外の場合	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年1.25%	年1.00%	年0.75%
7年を超え8年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.75%	年1.50%	年1.25%	年2.00%	年1.75%	年1.50%
	上記以外の場合	年0.90%	年0.65%	年0.40%	年1.15%	年0.90%	年0.65%
8年を超え9年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.65%	年1.40%	年1.15%	年1.90%	年1.65%	年1.40%
	上記以外の場合	年0.80%	年0.55%	年0.30%	年1.05%	年0.80%	年0.55%
9年を超え10年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%
	上記以外の場合	年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%
10年を超え11年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%

11年を超え 12年以内	要綱第3の2のア, ウ及び オの場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%		年0.75%	年0.50%	年0.25%
12年を超え 13年以内	要綱第3の2のア, ウ及び オの場合	年1.25%	年1.05%	年0.75%	年1.50%	年1.30%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.20%		年0.65%	年0.45%	年0.15%
13年を超え 14年以内	要綱第3の2のア, ウ及び オの場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%		年0.65%	年0.40%	年0.15%
14年を超え 15年以内	要綱第3の2のア, ウ及び オの場合	年1.15%	年0.95%	年0.65%	年1.40%	年1.20%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.10%		年0.55%	年0.35%	年0.05%

(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成17年3月18日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年4月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年4月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 461号
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
高萩市大字大能字道下1092番地先から 高萩市大字大能字立石1046番地先まで	旧	(A)	メートル 最大 54.0 最小 6.0	メートル 840	
		(B)	最大 56.0 最小 11.0	860	
	新	(B)	最大 56.0 最小 11.0	860	
高萩市大字大能字土嶽ノ内1183番 1 地先から 高萩市大字中戸川字葉柄田1758番 2 地先まで	旧	(A)	メートル 最大 36.0 最小 5.0	メートル 2,436	
		(B)	最大 84.5 最小 11.0	2,220	
	新	(B)	最大 84.5 最小 11.0	2,220	

茨城県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年 4 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 結城坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
結城郡八千代町大字菅谷字宿南637番 7 地先から 結城郡八千代町大字菅谷字西根曾 1181番 1 地先まで	旧	(A)	メートル 最大 19.8 最小 8.1	メートル 930	
		(B)	最大 37.5 最小 12.0	1,318	
	新	(B)	最大 37.5 最小 12.0	1,318	

茨城県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 4 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手豊岡線
- 2 供用開始の区間 水海道市菅生町字大並1066番 1 地先から
水海道市菅生町字大並1095番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 4 月18日

公 告

予防接種の業務を行う医師

茨城県内市町村長が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条又は第 6 条の規定に基づき実施する予防接種（インフルエンザ予防接種は除く。）については、自ら設ける場所において実施するほか、次に掲げる場所において予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条の規定に基づき、公告する。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

医 師	医療機関名	所在地
広 田 浜 夫	ひろたこどもクリニック	土浦市文京町11 - 3

争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部 執行委員長 宮負富雄から、平成17年 3 月24日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

- 1) 賃金引き上げに関する事項
- 2) 労働条件改善等に関する事項
- 3) 猿島支部の職場要求に関する事項

2 日 時

平成16年 4 月 4 日 (月) 午前零時から、本件の事件解決に至るまでの期間

3 争議行為の場所

組合員の従事する全職場

4 争議行為の概要

上記 3 にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為

茨城県農作物奨励品種の採用及び改訂について

茨城県農作物奨励品種の採用及び改訂を次のとおり決定したので公告する。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 奨励品種に採用する品種

陸稲「関東糯197号」

ア 来歴

「関東糯197号」は、茨城県生物工学研究所において、平成5年に「関東糯166号」を母とし、「関東糯166号」と「関東糯168号(ゆめのはたもち)」のF1を父として人工交配され、以降選抜と固定を進め、平成12年度より「石系460号」として系統適応性検定試験に供試し、平成13年度から地方番号「関東糯197号」として奨励品種決定調査に供試してきた有望品種である。

イ 奨励品種に採用する理由

「関東糯197号」は、早生品種であり、収量性が高く、干ばつ、冷害に強いいため収量が安定しており、短・強稈で、耐肥性があり、倒伏に強いことから露地野菜との輪作にも適している。また、加工適性についても、餅質がよく、あられ・おかきの加工にも優れており、県内全域を対象に普及する品種として奨励品種に採用し、本県陸稲の生産安定を図る。

ウ 栽培上の留意点

- (ア) 穂数がやや少ないため、穂数を増やし生育量を確保するような栽培管理に努める。
 (イ) 耐干性は強いが、極度の干ばつ時にはかん水を行う必要がある。

エ 普及見込み地帯及び面積

県内全域を普及対象地域とし、普及予定面積は当面400haを見込む。

オ 特性表

種類	品 種 名	来 歴 または 両 親 名	早晩性	播種期 (月日)	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	稈長 (cm)	穂長 (cm)	穂 数 (本 / m ²)
陸稲	関東糯197号	関東糯166号 × (関東糯166号 × 関東糯168号(ゆめのはたもち))	早生	4.20	7.30	9.5	77	19.7	339

玄米 千粒重 (g)	玄米重 (kg / a)	芒		成熟期 の ふ先色	籾の こぼれ 易さ	玄米 品質	食 味	耐倒 伏性
		多少	長短					
21.5	51.2	少	短	褐	難	中の中	上の中	強

栽 培 適 地	すぐれた性質	おとった性質
県内全域	短・強稈で、耐干性が強く、安定多収である。品質は良質である。	特になし

(注) 試験条件

- (1) 試験年次：平成13年～16年
 (2) 試験条件：施肥量 (kgN/10a)：基肥5，追肥2
 (3) 試験場所：茨城県農業総合センター農業研究所 (水戸市上国井町表層腐植質黒ボク土)

2 奨励品種から認定品種に改訂する品種

陸稲「キヨハタモチ」について

本品種は、陸稲の早生品種として県内全域で奨励してきたが、成熟期がコシヒカリと重なることや、千粒重が軽いことなどから作付けが少なく、今後とも作付けの増加が見込めないことから奨励品種から認定品種に改訂する。

都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

取手都市計画の変更案の作成について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定することとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときはその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出がない場合には、公聴会は開催しない。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成17年 4 月20日 午後 2 時00分	守谷市大柏950 - 1 守谷市役所 1階 中会議室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成17年 4 月13日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 取手都市計画の変更案

(1) 都市計画の種類、種別、名称、位置、区域及び構造

種 類	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
道 路	幹線街路	3・4・11	山王下南守谷線	守谷市本町字籠山	守谷市松ヶ丘三丁目	守谷市本町字宿裏	約1,290m	地表式	2車線	16m	関東鉄道常総線と立体交差幹線街路と平面交差5箇所	
		3・4・16	郷州沼崎線	守谷市みずき野六丁目	守谷市松並字沼崎	守谷市本町字城内	約3,230m	地表式	2車線	16m	都市高速鉄道常磐新線と立体交差幹線街路と平面交差5箇所	

(2) 都市計画を変更する内容

都市計画道路の位置、区域、構造の変更

(3) 都市計画を変更する土地の区域

ア 3・4・11号 山王下南守谷線

削除する部分

守谷市本町字天神下、字向山、字城張、字籠山下及び字籠山の各一部

変更する部分

守谷市本町字籠山の一部

イ 3・4・16号 郷州沼崎線

追加する部分

守谷市本町字天神前道下、字堂ノ浦、字奥山、字天神下及び字山王下の各一部

削除する部分

守谷市本町字天神前道下，字堂ノ浦，字天神前，字天神下及び字山王下の各一部

(4) 案の作成理由

今回の変更に係る都市計画道路 3・4・16号郷州沼崎線は，取手市と谷和原村を結ぶ広域的なネットワークを形成する路線の一つであり，国道294号を補完する道路として，昭和49年 8 月に都市計画決定された。現在，ひがし野地区，みずき野地区内が供用されており，平成17年 8 月のつくばエクスプレス開業に伴う交通量増加に対応するため，未整備区間の早期整備が急務となっている。

また，同じく今回の変更に係る都市計画道路 3・4・11号山王下南守谷線は，郷州沼崎線と常総ふれあい道路とを結び，守谷市を南北に連絡する道路として，昭和49年 8 月に都市計画決定され，国道294号から常総ふれあい道路までの区間が供用されている。

今回，都市計画道路を変更する地区は，現在施工中である守谷東特定土地区画整理事業の第二期事業として新市街地の整備を計画していたが，近年の少子化に伴う人口減少や長引く景気の低迷など社会経済情勢の変化により，計画は中止された。また，それに加え，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で絶滅危惧種に指定されているオオタカの生息が確認されたことから，自然保護を踏まえた道路整備の再検討が必要となった。

そのため，オオタカの生息環境保護と併せた郷州沼崎線の整備のあり方を検討するため，「都市計画道路郷州沼崎線整備方策検討会」が平成16年 1 月に設置され，鳥類の専門家を交えた検討が行われた。

その結果，守谷市の道路網の根幹をなす郷州沼崎線については，オオタカの生息環境に影響が少ない線形に変更することとし，工事については，繁殖期を避けて行うこととなった。また，山王下南守谷線については，オオタカの生息環境に影響を及ぼす懸念があることから，一部の区間を廃止することとされた。

なお，守谷市においては，今回の都市計画変更と併せ，地区の自然環境を保護するため立入制限を行う「野生生物保護林ゾーン」や「自然環境保全ゾーン」を定める方策を検討していくこととしている。

これらの経緯により，今回，郷州沼崎線の線形を一部変更するとともに，山王下南守谷線の一部区間を廃止し，自然環境と調和した都市計画道路網の再編を図るものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978 - 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 4588

(2) 守谷市大柏950 - 1

守谷市役所都市整備部都市計画課

電話 0297 - 45 - 1111

別 掲

公 述 申 出 書

取手都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成17年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

.....

ふりがな

氏 名

印

.....

年 齢

歳

.....

職 業

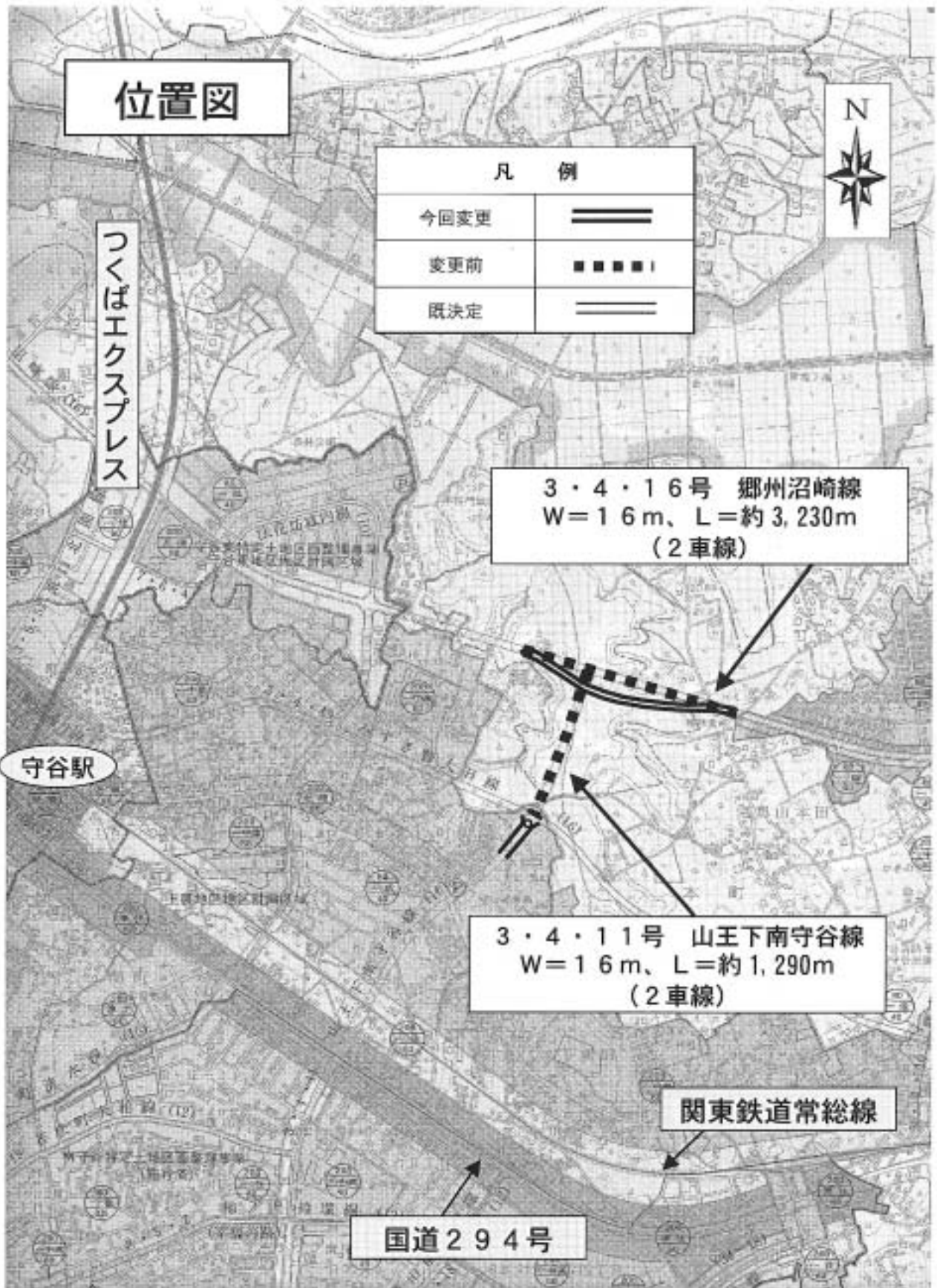
.....

意見の要旨

別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ、意見の要旨を記載すること。



開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市小泉南2343番

2 事業主の住所及び氏名

潮来市小泉南2343

土 井 佐多雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡旭村大字造谷字坊地1363番 6 , 同番 8 , 同番13, 同番14, 同番15, 同番16

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡銚田町大字柏熊297番地の 3

株式会社 石崎商事

代表取締役 石 崎 健一郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字平泉字関下 1 番 9 , 同番150, 同番151, 同番152, 同番153, 同番154, 同番155

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町堀割 3 丁目 1 - 1

有限会社 平成物産

代表取締役 伊 藤 和 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字太田字三番蔵677番61

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町土合本町五丁目9809番地25コボ・コーポレーション土合社宅 5 - 405

佐 瀬 俊 昭, 佐 瀬 貴 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市東石岡 5 丁目3898 - 22, - 23, - 36, - 37, - 38, - 39, - 41, - 42, - 43, - 44., - 45, - 47

2 事業主の住所及び氏名

石岡市東石岡 2 - 4 - 41

平 沢 竹四郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(2 工区)

牛久市大字東獺穴字新山974番 4 の一部, 995番 3

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区芝五丁目33番 8 号

三菱化学株式会社

代表取締役 富 澤 龍 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市高野町字高野北2147番 4

2 事業主の住所及び氏名

水海道市高野町2147 - 4

亀 崎 幸 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字布川字天神848番45

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字二木成1329 フローラルハイツ202

赤 坂 仁 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字玉戸字南新田1530番 7

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市西大島 1 丁目23番 3 - 206号

佐 藤 信 也, 佐 藤 礼 子

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 106 号	平成17年 3 月22日	日向寺孝久	鹿嶋市大字大小志崎 765番地	鹿嶋市大字志崎字中割 原66番 3	メートル 6.20	メートル 70.65

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)